

全協文書第 B19-0236 号

2020 年 3 月 30 日

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会長 一戸 隆男

ビルメンテナンス業務実施段階における新型コロナウイルス感染症の
発生状況を踏まえた対応について（厚生労働省）

（新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.13）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・
ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、厚生労働省は今般の新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、各省庁および都
道府県に対し標題の通知を発出されましたので、お知らせいたします。

厚生労働省発出の「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラ
イン」（平成 27 年 6 月 10 日付）においては、発注者に対し、発注関係事務の適切な実施の
項目として「予期することのできない特別な状態が生じた場合等において、必要と認められ
るときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額や履行期間の適切
な変更を行う。」ことを求めていますが、今般の新型コロナウイルス感染症に起因してビル
メンテナンス事業者から仕様書の変更等の申し出があった場合は、特段の事情がない限り
「予期することのできない特別な状態が生じた場合」に当たると考えられる旨が通知され
ています。

詳細は添付の資料ご確認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

敬具

記

【添付資料】

- ・ビルメンテナンス業務実施段階における新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ
た対応について（厚生労働省）

以上

..... 【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業開発部 松永

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階

TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 matsunaga@j-bma.or.jp

薬生衛発 0325 第 1 号
令和 2 年 3 月 25 日

各省庁会計担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

ビルメンテナンス業務実施段階における新型コロナウイルス感染症の
発生状況を踏まえた対応について

ビルメンテナンス業務の発注については、「「ビルメンテナンス業務に係る
発注関係事務の運用に関するガイドライン」について」（平成 27 年 6 月 10 日
付け健発 0610 第 4 号各省庁担当部局の長あて厚生労働省健康局長通知）によ
り、貴省庁におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務に当たり、本ガイド
ラインの趣旨を十分御理解いただき、適切に御対応いただくよう御願いすると
ともに、貴省庁内のビルメンテナンス業務発注関係部局（公共工事の品質確保
の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の適用のある特殊法人等を含
む。以下同じ。）に対して本ガイドラインの周知徹底を御願いしているところ
です。

本ガイドラインでは、業務実施段階において、業務履行条件の変化等に応じ
た適切な仕様書等の変更を求めているところですが、今般の新型コロナウイル
ス感染症の発生状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に感染した業務従
事者やその濃厚接触者等がビルメンテナンス業務に従事できなくなることにつ
いて、受注者から仕様書の変更等の申し出があった場合は、特段の事情がない限
り、本ガイドライン「2 発注関係事務の適切な実施」の「(4) 業務実施段
階」における「予期することのできない特別な状態が生じた場合」に当たると
考えられますので、適切に御対応いただきますよう、御願いいたします。

また、併せて、貴省庁のビルメンテナンス業務発注関係部局に対して、本通
知の周知を御願いいたします。

【参考】

- ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン
(抄)

(平成 27 年 6 月 10 日健発 0610 第 4 号健康局長通知)

2 発注関係事務の適切な実施

(4) 業務実施段階

(業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)

前述のとおり、適切な業務履行のために、仕様書等の作成に当たっては必要事項を確実に盛り込むよう十分考慮する必要があるが、災害発生時等における緊急的に発生した追加業務等、仕様書等に明示されていない業務履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合等において、必要と認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額や履行期間の適切な変更を行う。

また、最低賃金額の改定、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により必要があると認める場合は、代金の額の変更を検討する。

薬生衛発 0325 第 2 号
令和 2 年 3 月 25 日

各都道府県契約担当課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

ビルメンテナンス業務実施段階における新型コロナウイルス感染症の
発生状況を踏まえた対応について

ビルメンテナンス業務の発注については、「「ビルメンテナンス業務に係る
発注関係事務の運用に関するガイドライン」について」（平成 27 年 6 月 10 日
付け健発 0610 第 5 号各都道府県知事あて厚生労働省健康局長通知）により、
貴都道府県におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務に当たり、本ガイド
ラインの趣旨を十分御理解いただき、適切に御対応いただくよう御願いする
とともに、貴管下の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して本ガイド
ラインの周知徹底を御願いしているところです。

本ガイドラインでは、業務実施段階において、業務履行条件の変化等に応じ
た適切な仕様書等の変更を求めているところですが、今般の新型コロナウイル
ス感染症の発生状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に感染した業務従
事者やその濃厚接触者等がビルメンテナンス業務に従事できなくなることに
伴い受注者から仕様書の変更等の申し出があった場合は、特段の事情がない限
り、本ガイドライン「2 発注関係事務の適切な実施」の「(4) 業務実施段
階」における「予期することのできない特別な状態が生じた場合」に当たると
考えられますので、適切に御対応いただきますよう、御願いいたします。

また、併せて、貴管下の市町村に対して、本通知の周知を御願いいたします。

【参考】

- ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン
(抄)

(平成 27 年 6 月 10 日健発 0610 第 5 号健康局長通知)

2 発注関係事務の適切な実施

(4) 業務実施段階

(業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)

前述のとおり、適切な業務履行のために、仕様書等の作成に当たっては必要事項を確実に盛り込むよう十分考慮する必要があるが、災害発生時等における緊急的に発生した追加業務等、仕様書等に明示されていない業務履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合等において、必要と認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額や履行期間の適切な変更を行う。

また、最低賃金額の改定、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により必要があると認める場合は、代金の額の変更を検討する。